専決処分について((仮称)立川市砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設建替え工事(建築・解体)請負変更契約)

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定及び立川市議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和38年立川市条例第 68号)第2条の規定による。 専決処分書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

(仮称) 立川市砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設建替え工事(建築・解体) 請負変更契約

令和7年10月31日

立川市長 酒 井 大 史

(仮称) 立川市砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設建替え工事 (建築・解体) 請負変更契約

(仮称)立川市砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設建替え工事(建築・解体)請負契約(令和5年6月26日議決、立川市議案第54号)を次のとおり変更し、契約を締結する。

記

1 工 期 限 令和8年1月30日

(参 考)

(仮称) 立川市砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設建替え工事(建築・解体) 請負変更契約 変更対照表

			変更契約(令和	変更契約(令和	変更契約(令和	変更契約(令和	
区分	>	新 契 約	7年9月29日議	7年6月26日議	6年12月23日議	6年2月19日議	当 初 契 約
	,		決、立川市議案	決、立川市議案	決、立川市議案	決、立川市議案	
			第99号)	第66号)	第120号)	第11号)	
契約の名	称	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	(仮称) 立川市砂川学習館・地域コミュニテ
							ィ機能複合施設建替え工事(建築・解体)請
							負契約
契約の方	法	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	随意契約	電子による条件付き一般競争入札
契約の金	: 額	変更なし	変更なし	682,330,000円	変更なし	672,804,000円	680, 315, 350円
契 約	\mathcal{O}	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	東京都中央区築地2丁目1番2号
相手	方						秀和築地レジデンス208号室
							株式会社新星建設
							代表取締役 竹 澤 美 咲
工期	限	令和8年1月30日	令和7年10月31日	変更なし	令和7年9月30日	変更なし	令和7年2月17日
内	容	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	(1) 新築施設概要
							ア 学習館等複合施設 延床面積 1,127.29
							平方メートル、鉄骨造、2階建て
							イ 駐車場 延床面積 12.30 平方メート
							ル、鉄骨造、1階建て
							(2) 解体施設概要
							砂川学習館(附属棟、植栽及び外構を含
							む。) 延床面積 1,381.57 平方メートル、鉄
							筋コンクリート造、地上2階地下1階建て
							(3) 主要工種
							ア・建築工事 一式
							イ 解体工事 一式
							ウ その他工事 一式

